

世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設 運営実施計画（素案）に対する区民意見募集 計画（素案）からの修正事項

・全体

頁数	対象項目	修正内容
	計画名称	計画の名称に「事業」を追加し、「世田谷区本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営実施計画」に修正。

・第1章 計画の背景

頁数	対象項目	修正内容
2	2 区民利用・交流拠点施設について (1) 施設構成及び開設スケジュール	現在の本庁舎等整備工事各期竣工見込みを踏まえ、開設スケジュールを修正。
5	4 計画期間	施設竣工時期を修正。

・第3章 事業運営実施計画

頁数	対象項目	修正内容
9	1 事業・活動計画 (1) 基本的な考え方	事業展開に関して補足。
10, 11	1 事業・活動計画 (2) 事業概要	①区民活動・交流事業の事業内容に関して補足。
11, 12	同上	団体等の意見も踏まえ、区民交流スペースのレイアウトについて考え方を補足すると共に例示を記載。 また、利用ルールについても丁寧な利用調整に努める前提で最小限にとどめ、開設前から（仮称）事業運営委員会において協議することを記載。
14	同上	②文化・芸術事業の事業内容に関して補足。
16	同上	③みどり事業の事業内容に関して補足。
16, 17	1 事業・活動計画 (3) 全体調整	事業内容の補足及び、所管課との積極的な協働を促す内容を記載。
17, 18	1 事業・活動計画 (4) 運営（利用可能）日・時間、 参加利用手続き等	②運営時間について、団体等の意見も踏まえた運営時間設定の考え方とともに、（仮称）事業運営委員会でも協議することを記載。

頁数	対象項目	修正内容
18, 19	同上	③参加手続き等について、登録・受付等のイメージを記載。 また、簡便な参加手続きについて、事業者によるアプリ活用等の考え方を記載。
19	同上	④利用料金（使用料・参加料）について、区民会館は条例に基づき使用料を設定し、その他は事業経費をもとに参加料を算出することを記載。また、減免の考え方についても記載。 そして徴収手続きについては、キャッシュレス決済導入等の方向性を記載。
20, 21	2 組織運営計画 (1) 事業・活動計画を実現し、持続する組織のあり方	②（仮称）事業運営委員会について、これまでの検討経過も踏まえ、まず準備会を置いて（仮称）事業運営委員会設置前から団体等との協議を進める方向性を記載。 また、委員は任期を明確化し長期の固定化を避けること、事務局は当面区が担うことを記載。
21, 22	同上	④運営主体について、団体アンケートも踏まえ、区民会館指定管理者と区民会館以外の運営事業者の業務分担を含めた事業の枠組みを新たに図示。ただし、将来的には団体が運営の軸を担うことを目指すことも記載。 また、この事業の枠組みに従い、事業者選定方法や選定期間、本選定の前に業務仕様案を公表し事業者の意見募集を行うという手順について記載。
22, 23	3 収支計画	一定の条件設定による年間事業収支の試算を記載。

・第4章 全体開設に向けて

頁数	対象項目	修正内容
23	1 今後のスケジュール	現在の本庁舎等整備工事各期竣工見込みを踏まえ修正。

・参考 案作成までの検討経過

頁数	対象項目	修正内容
28-33		素案作成後案作成までの検討経過を追記。